



平成 27 年度に設定あるいは改正された 農薬等残留基準について

はじめに

食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下、農薬等）に関する基準値については、毎年度リスク評価終了に伴う見直し及び、新規登録あるいは適用拡大のための変更登録等に伴う新規設定及び変更がなされています。基準値の変更だけでなく、検体採取部位による試験結果への影響や注意点も示されています。本稿では、JFRL ニュース Vol.5 No.10 等で紹介したものと同様に、平成 27 年度に設定または改正された農薬等残留基準についてのポイント及び注意点等、その内容をまとめました。

平成 27 年度に食品、添加物等の規格基準が設定あるいは改正された農薬等

・平成 27 年 5 月 19 日（食安発 0519 第 1 号）

1. アセタミプリド（殺虫剤）

適用拡大のための変更登録及び農林水産省からはちみつへ基準値設定依頼から、一部の農作物及びはちみつに基準値が設定されました。規制対象は、農産物及びはちみつではアセタミプリド、畜産物はアセタミプリド及び代謝物 IM-2-1 $[N^1-(6\text{-クロロ-3-ピリジル})\text{メチル}]-N^2\text{-シアノアセトアミジン}]$ をアセタミプリドに換算したものの和となります。

2. アプラマイシン（抗生物質）

食品安全委員会でのリスク評価がなされ、暫定基準の見直しが行われました。その他の家畜で基準値が削除されていますが、本剤は抗生物質に該当することから、残留基準値のない食品については、「本剤を含有するものであってはならない。」という規制になります。

3. クレソキシムメチル（殺菌剤）

適用拡大のための変更登録により、未成熟えんどうに基準値が設定されました。また、干しぶどう及び食用オリーブ油（バージンオイルに限る。）に設定されていた基準値は削除されました。これらの食品でクレソキシムメチルが検出された場合は、加工工程を考慮し原材料中の濃度に換算し、ぶどう又はその他の果実の基準値への適否を確認することになります。規制対象は、農産物及び魚介類ではクレソキシムメチル、畜産物ではクレソキシムメチル及び代謝物 M9 $[2\text{-}[2\text{-}(4\text{-ヒドロキシ-2-メチルフェノキシメチル})\text{フェニル}]\text{-2-メトキシイミノ酢酸}]$ をクレソキシムメチルに換算したものの和になります。

4. クロチアニジン（殺虫剤）

適用拡大のための変更登録により、一部の食品で基準値が設定されました。

みかんの果皮及びスペアミント、ペパーミントに設定されていた基準値は、各々その他のスパイス及びその他のハーブに統合されました。また、クロチアニジンは、チアメトキサムの代謝物でもあり、チアメトキサムを使用したことに基づくクロチアニジンの残留も含まれます。

5. クロラントラニリプロール（殺虫剤）

適用拡大のための変更登録あるいは「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正

に関する指針について」(以下、IT 指針)に基づく要請でリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の見直しが行われました。また、とうがらし(乾燥させたもの)に設定されていた基準値は削除されました。本食品で本剤が検出された場合は、加工工程を考慮し原材料中の濃度に換算し、その他のなす科野菜の基準値への適否を確認することになります。

6. ジクロベニル(除草剤)

農林水産省から魚介類への基準値設定が依頼され、また暫定基準の見直しも含めリスク評価を踏まえ基準値が設定されました。魚介類及び一部の果実に基準値が設定されました。魚介類の規制対象はジクロベニルのみですが、農産物はジクロベニル及び代謝物 BAM【2,6-ジクロロベンズアミド】をジクロベニルに換算したものの和となります。BAM はフルオピコリドとの共通代謝物で、農産物からフルオピコリドが検出されるなど BAM の残留がフルピコリドの使用によることが明らかな場合は、フルオピコリドの規格基準が適用されます。

7. ピリフルキナゾン(殺虫剤)

適用拡大による変更登録に基づきリスク評価がなされ、基準値が見直されました。なお、規制対象はピリフルキナゾン及び代謝物 B【1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン】をピリフルキナゾンに換算したものの和となります。

8. マラチオン(殺虫剤)

リスク評価がなされ、暫定基準が見直されました。なつみかん及びその外果皮に設定されていた基準値は、なつみかんの果実全体に統合され、その他のスパイス(種子、果実、根及び根茎を除く。)に設定されていた基準値は、その他のスパイスに変更されました。

また、小麦粉(全粒粉を除く。)及びトマトジュースの基準値は削除されました。これらから本剤が検出された場合、その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し、小麦又はトマトの基準値で適・不適を確認します。

9. マンデストロビン(殺菌剤)

新規の登録申請に伴う基準値設定が農林水産省から依頼され、リスク評価がなされたことから一部の農産物に基準値が設定されました。規制対象は R 体及び S 体の和となります。

10. モサプリド(消化器官用薬)

動物用医薬品の製造販売の承認が申請され、使用基準を設定するためのリスク評価の結果を踏まえ、その他の陸棲哺乳類に属する動物に基準値が設定されました。

11. フルアジナム(殺菌剤)、フルオルイミド(殺菌剤)、メロキシカム(抗炎症薬)

適用拡大のための変更登録、IT 指針に基づく要請、動物用医薬品の使用基準の変更等でリスク評価がなされ、基準値が見直されました。

・平成 27 年 9 月 18 日(食安発 0918 第 1 号)

1. キザロホップエチル及びキザロホップ P テフリル(除草剤)

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼及び魚介類への基準値設定依頼が農林水産省からなされ、暫定基準の見直しを含めリスク評価がなされたことから、基準値の見直しが行われました。

規制対象は、農産物及び畜産物ではキザロホップエチルを代謝物 B【2-[4-(6-クロロキノキサリン-2-イルオキシ)フェノキシ]プロピオン酸】に換算したものの、キザロホップ P テフリルを代謝物 B に換算したものの、代謝物 B 及び加水分解により代謝物 B に変換される代謝物を代謝物 B に

換算したものの和となります。また、魚介類については、キザロホップエチルを代謝物 B に換算したものの、代謝物 B 及び加水分解により代謝物 B に変換される代謝物を代謝物 B に換算したものの和となります。但し、キザロホップエチルにはキザロホップ P エチルが含まれ、代謝物 B にはキザロホップ P が含まれるものとされています。また、代謝物 B はプロパキザホップとの共通代謝物で、プロパキザホップが検出されるなど代謝物 B の残留がプロパキザホップの使用によることが明らかな場合は、プロパキザホップの規格基準が適用されます。

2. クロルスロン（寄生虫駆除剤）

リスク評価がなされ、暫定基準の見直しが行われました。リスク評価で、クロルスロンは遺伝毒性を示さないとは判断できず、発がん性を明確に否定できないため許容一日摂取量（ADI）を設定できませんでした。このことからクロルスロンは、「不検出」とされる農薬等の成分である物質に規定され、全ての食品において「含有してはならない。」という規制になりました。

3. セダキサシ（殺菌剤）

IT 指針に基づく要請からリスク評価がなされ、一部の農畜産物で基準値が設定されました。規制対象は幾何異性体である *cis* 体及び *trans* 体の和となります。

4. トリクラベンダゾール（内部寄生虫駆除剤）

リスク評価がなされ、暫定基準の見直しが行われました。規制対象は、トリクラベンダゾール及び酸性条件下でケトトリクラベンダゾール【5-クロロ-6-(2,3-ジクロロフェノキシ)-1,3-ジヒドロ-2*H*-ベンズイミダゾール-2-オン】に変換される代謝物をトリクラベンダゾールに換算したものの和となります。また、羊及びその他の陸棲哺乳類に属する動物（羊を除く）に設定されていた基準値は、その他の陸棲哺乳類に属する動物として統合されて設定されました。

5. メトコナゾール（殺菌剤）

適用拡大のための変更登録要請でリスク評価がなされ、基準値の見直しがされました。メトコナゾールには活性の高い *cis* 体と *trans* 体の幾何異性体があり、規制対象は両者の和となります。

6. アシュラム（除草剤）、ケトプロフェン（抗炎症薬）、シモキサニル（殺菌剤）、テフルベンズロン（殺虫剤）、トルプロカルブ（殺菌剤）、フェノチオカルブ（殺ダニ剤）、フルチアセットメチル（除草剤）、ベンジルアデニン（ベンジルアミノプリン/植物生長調整剤）、ホサロン（殺虫剤）、メソトリオン（除草剤）

新規の農薬登録申請、適用拡大のための変更登録、魚介類への基準値設定要請、IT 指針に基づく要請、暫定基準の見直し、あるいは動物用医薬品の使用基準の変更等でリスク評価がなされ、基準値の見直しが行われました。

・平成 27 年 11 月 11 日（生食発 1111 第 1 号）

1. イタコン酸（植物成長調整剤）、カルシフェロール及び 25-ヒドロキシコレカルシフェロール（抗くる病作用を持つ脂溶性ビタミン D 及びその代謝物）、L-カルニチン（飼料添加物）、グリセリン酢酸脂肪酸エステル（忌避剤）、ポリグリセリン脂肪酸エステル（殺虫剤）

リスク評価の結果を踏まえ、人の健康を損なうおそれのないことが明らかなものとして厚生労働大臣が定める物質に追加され、規制の対象外物質となりました。

・平成 27 年 12 月 22 日（生食発 1222 第 1 号）

1. ガミスロマイシン（抗生物質）

牛の細菌性肺炎の治療薬として製造販売承認申請がされ、薬機法に基づく使用基準設定のためのリスク評価がなされたことから、牛に基準値が設定されました。

本剤は牛の頸部皮下投与注射剤で、他の筋肉部位に比べ注射部位直下の筋肉に高濃度で残留します。今回「牛の筋肉」に設定された基準値は、本剤の適性使用を適切に判断するため注射部位以外の筋肉への残留試験結果から設定されました。従って、本剤を適正に使用した場合でも、注射部位直下の筋肉の残留試験においては、基準値を超える結果となる可能性があり注意が必要です。なお、本剤は抗生物質であるため、他の食品の基準は一律基準ではなく、「含有してはならない。」という規制になります。

2. キンクロラック（除草剤）

IT 指針に基づく要請及び暫定基準の見直しでリスク評価がなされ、基準値が見直されました。規制対象は、農産物ではキンクロラック及び代謝物 C【メチル 3,7-ジクロロ-8-キノリンカルボキシレート】をキンクロラックに換算したものの和、畜産物ではキンクロラックとなります。

3. スピノサド（殺虫剤/外部寄生虫駆除剤）

薬機法に基づく動物用医薬品の製造販売承認申請があり、リスク評価がなされたことから、一部の食品で基準値が変更されました。なお、「鶏の脂肪」及び「その他の家きんの脂肪」に設定されている基準値は、それぞれの皮膚にも適用されます。

4. 1-ナフタレン酢酸（植物成長調整剤）

適用拡大のための変更登録による基準値設定要請でリスク評価がなされ、かぼちゃ（スカッシュを含む）に基準値が設定されました。なお、規制対象には、抱合体が含まれます。

5. メビンホス（殺虫剤）

リスク評価がなされ、暫定基準値の見直しがなされました。キャベツ、芽キャベツ、カリフラワー及びブロッコリー以外の食品で基準値が廃止され、一律基準が適用されます。なお、規制対象は E 体及び Z 体の和となります。

6. ラサロシド（抗生物質）

IT 指針に基づく要請でリスク評価がなされ、基準値の見直しが行われました。規制対象はラサロシドの主成分であるラサロシド A となります。また今回、豚、魚介類及びはちみつで基準値が廃止されていますが、ラサロシドは抗生物質であることから、基準値のない食品については、「本剤を含有するものであってはならない。」という規制になります。

7. フルキサピロキサド（殺菌剤）、フルピラジフロン（殺虫剤）、フルミオキサジン（除草剤）、フルメツラム（除草剤）、プロペンホス（外部寄生虫駆除剤）

新規の農薬登録申請、適用拡大のための変更登録、IT 指針に基づく要請あるいは暫定基準の見直しでリスク評価がなされ、基準値の設定または見直しが行われました。

おわりに

弊センターでは最新情報に基づいて農薬等の残留基準改正に伴う変更に対応いたしております。規制対象物質及び食品毎の基準値の変更などご不明な点等がございましたら適宜お問い合わせ下さい。

参考

厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryu/